

# かながわ文化芸術振興計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

神奈川県

# 目 次

第1部	計画の基本的な考え方	1
1	改定の経緯	
2	施策の構成の概要	
3	計画の性格	
4	計画期間	
5	対象とする「文化芸術」の分野	
6	県の役割	
7	施策展開の基本的な視点	
8	進行管理	
第2部	推進体制	3
1	市町村	
2	芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者	
3	文化芸術団体	
4	学校	
5	事業者	
6	国及び他都道府県	
7	庁内関係部局	
第3部	文化芸術を取り巻く状況の変化	5
1	東京2020大会後のレガシーの継承	
2	新型コロナウイルス感染症による影響	
3	県内の人口減少・高齢化	
4	文化芸術推進基本計画（第2期）の策定	
5	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ の施行	
6	文化観光推進法の制定及び博物館法の改正	
7	学校部活動の地域移行を契機とした地域の文化芸術環境の充実	
8	国際的な文化交流の推進	
	かながわ文化芸術振興計画の概要	7
第4部	今後の課題と取組（重点施策）	8
1	地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用	
2	子ども・若者の文化芸術活動の充実等	
3	共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等	
4	国際・観光分野との連携	
5	文化芸術の振興を推進するための環境整備	

第5部 施策体系	13
1 県民の文化芸術活動の充実	
2 文化資源を活用した地域づくりの推進	
3 文化芸術の振興を図るための環境整備	

<参考資料>

○ 神奈川の文化芸術振興の歩みと展開	22
○ 「国民生活に関する世論調査」（令和4年10月内閣府実施）	30
○ 本県の令和5年度学校基本調査	31
○ 本県の年齢（各歳・5歳階級）別、男女別人口	32
○ 令和3年「社会生活基本調査」都道府県、趣味・娯楽の 種類別行動者率（10歳以上）	33
○ 本県の「特定非営利活動促進法の施行状況」（令和5年12月31日現在）	36
○ 2022年度メセナ活動実態調査	37
○ 「公共施設状況調査」市町村立公会堂・市民会館等の設置状況	39
○ 令和4年度県民ニーズ調査「神奈川の文化芸術」の概要	40
○ 文化芸術基本法	42
○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	46
○ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	48
○ 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針	51
○ 神奈川県文化芸術振興条例	56
○ 神奈川県文化芸術振興審議会規則	59
○ 神奈川県文化芸術振興審議会委員・専門委員名簿（令和6年3月現在）	61
○ 神奈川県文化芸術振興審議会 審議経過	62
○ 前期計画期間における重点施策の取組状況に対する評価 （神奈川県文化芸術振興審議会意見）	63
○ 計画改定に係る諮問	65
○ 神奈川県文化芸術振興審議会答申	66
○ 県民参加の概要	70

## 第1部 計画の基本的な考え方

### 1 改定の経緯

本県では、文化芸術振興基本法（現文化芸術基本法）の趣旨に則り、文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を明らかにした神奈川県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）を平成20年7月に制定しました。

また、条例に基づき、文化芸術の振興に関して、総合的・長期的な目標や施策の方向性を示すことを目的として、「かながわ文化芸術振興計画」を平成21年3月に策定し、その後、平成26年3月及び平成31年3月に改定を行いました。今回、改定を行う計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間としており、これまでの間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組の実績と課題を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策を整理することから、改定を行うものです。

### 2 施策の構成の概要

前計画と同様、本県の目指すすがたを、条例第1条に基づき「真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現」、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」の2つの基本目標として掲げています。その実現に向け、条例に掲げた16の基本施策を「県民の文化芸術活動の充実」、「文化資源を活用した地域づくりの推進」、「文化芸術の振興を図るための環境整備」の3つの事項に整理し、施策体系として示しています。

この2つの基本目標は長期的なものとして維持しつつ、5年間で重点的に取り組む範囲を明示しました。

### 3 計画の性格

条例第4条に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画です。

また、文化芸術基本法第7条の2に規定される「地方文化芸術推進基本計画」及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に規定される「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」となるものでもあります。

### 4 計画期間

この計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。

### 5 対象とする「文化芸術」の分野

この計画が対象とする「文化芸術」は、条例第5条の規定を踏まえ、主に次のような分野とします。

- 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術及び芸能
- 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- 伝統的な芸能、有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術

### 6 県の役割

条例第2条第2項では、基本理念として「文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない」と規定しています。

この規定の趣旨には、県民の自主性・創造性が尊重されなければならないことに加えて、県の役割として、文化芸術の担い手である県民のニーズを十分に踏まえて、県民を主体として施策を推進していくことを含んでいます。

また、条例では、第3条に県の責務を規定しており、県内全体での文化芸術の振興を図るため、概ね次の事項を県が実施することとしています。

- ・ 文化芸術の振興に関する総合的な施策を策定し、実施すること。
- ・ 市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めること。
- ・ 県民、芸術家、文化芸術を支える活動を行う者、文化芸術団体(※)、学校、事業者、関係機関等と連携・協働し、施策の効果的な推進に努めること。

※ 文化芸術団体：文化芸術分野で活動する任意団体、NPO法人、文化芸術振興を目的とした法人などを指します。団体の具体例としては、文化芸術の普及啓発などの活動を行う市民団体やNPO、自ら文化芸術活動を行う劇団などの団体、文化芸術の各分野の地域の総括団体、文化芸術振興のために地方公共団体や民間企業等により設立された公益法人、広く文化の普及に役立っている民間事業者などがこれに当たります。

市町村や芸術家、関係機関等との連携・協働については、「第2部 推進体制」の部分で、県が実施する施策については、「第4部 今後の課題と取組（重点施策）」及び「第5部 施策体系」の部分で具体的な内容を示します。

## 7 施策展開の基本的な視点

計画に基づく施策の展開に当たっては、これまで取り組んできた視点を継承しながら、「文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャーを推進する視点」と「共生共創事業をはじめとして、文化芸術を通じて、共生社会の実現を後押しする視点」の二つを基本的な視点として取り組みます。

## 8 進行管理

この計画に基づく事業の進行管理等については、神奈川県文化芸術振興審議会の意見をもとに整理して公表します。

なお、次の数値を参考指標とします。

- ・ 1年間に文化芸術の鑑賞・参加を行った割合

## 第2部 推進体制

県は、この計画の文化芸術振興施策の着実な推進に向けて、様々な主体と次のように総合的に連携・協働を進めます。

### 1 市町村

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、地域における文化芸術活動の支援、伝統的な芸能や文化財の保存・継承にかかわる取組を推進していくことが期待されます。

県と市町村は、文化芸術にかかわる現状や住民ニーズ、文化行政に影響を及ぼす可能性のある動向等を相互に把握し、情報交換に努め、それぞれの役割を踏まえた上で連携・協力関係を築いていく必要があります。

また、県は、広域自治体として、市町村の取組状況や意向を踏まえ、文化芸術活動の推進に必要な支援を行うとともに、県域の均衡ある文化芸術の振興に留意する必要があります。

### 2 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者

芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者は、文化芸術の担い手であり、人々に感動や生きる喜びをもたらしています。また、文化芸術を支える活動を行う者は、文化芸術の創り手（芸術家）に対して、企画、制作等に関するノウハウや技術のサポートをしたり、芸術家と受け手（県民）をつないだりするなどの中間支援の役割が期待されます。

県は、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者と協働し、県民に文化芸術に親しむ機会を提供していきます。さらに、芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者が、心豊かな社会の実現に大きな役割を果たすという認識の下、優れた才能の発掘や育成に加えて、文化芸術に関する企画、制作、研究、普及等のため、環境の整備に取り組みます。

### 3 文化芸術団体

文化芸術団体は、自発的な文化芸術活動の主体として、地域の文化芸術振興の担い手となることが期待されます。

昨今、文化のもつ力を文化以外の分野に活用することが注目されており、文化芸術団体は、とりわけ地域の文化芸術拠点たる文化施設、基幹的な文化芸術団体、学校等の教育施設、社会福祉施設等と積極的に連携することが望まれます。

また、文化芸術団体は、地域の文化的ニーズや活動に関する情報を有していることから、県民に対して積極的な情報発信を行い、県民の文化芸術活動への参加意欲を促進していく活動なども期待されます。

現在、県が出資している団体である公益財団法人神奈川芸術文化財団では、質の高い芸術作品の企画制作や、県民への鑑賞機会の提供のほか、県立文化施設を拠点とした専門人材の育成や学校教育へのアプローチ、インクルーシブアプローチ、地域との連携づくりを通して、県内全体での文化芸術振興の推進と活性化に取り組んでいます。また、公益財団法人神奈川文学振興会では、文学資料の収集、収蔵品を生かした文学展の企画や講演会・朗読会の開催、学校へのパネル文学展の提供等により幅広い年代の文学の振興に取り組んでいます。

県は、こうした文化芸術団体と協働し、県民の文化的ニーズに応える事業や子どもたちが文化芸術に親しむ機会を充実させます。

### 4 学校

小中高等学校等は、子どもたちが学ぶ場であるとともに、人間性や感性をはぐくむ場でもあります。学校教育において、子どもたちが文化芸術の体験機会を得ることで、自己の感性を磨き、他者と共感す

る心をはぐくむことにより、豊かな人間性を身に付けていくことが期待されます。

また、大学は、教育・研究機関として、多くの人材や研究成果、施設を有していることから、地域の文化芸術振興の担い手のひとつとして、文化芸術活動を行うとともに、文化芸術活動への助言・提案や情報提供を行うなどの役割が期待されます。

県は、学校教育の中で子どもたちが文化芸術を鑑賞し、体験することができるよう、芸術家等や文化芸術団体、文化施設等と連携・協力し、取り組んでいく必要があります。

また、大学や文化施設等とも連携し、文化芸術にかかわる人材の育成に取り組む方策を検討します。

## 5 事業者

企業は、社会的責任から文化芸術活動への支援をとおして、文化芸術振興を担っていくことが期待されます。メセナの実施では、資金の支援だけでなく、企業等がもつ技術やサービス等の経営資源も活用されています。

県は、企業や個人の寄附を促進する公益社団法人企業メセナ協議会の「助成認定制度」の相談窓口となっている公益財団法人神奈川芸術文化財団をとおした周知や積極的な活用の促進のほか、芸術家への支援に関心をもつ企業と芸術家をつなぐ仕組みなどについて、検討や情報提供を行います。

## 6 国及び他都道府県

県は、文化芸術基本法や文化芸術に関する施策に関する基本的な計画の趣旨を踏まえるとともに、文化庁が主催する連絡会議等をとおして示される文化芸術振興に関する国の方針などを参考に取り組んでいきます。

また、国や関係機関が実施する助成事業等について、市町村や文化芸術団体に円滑に情報提供を行い、地域における特色ある文化芸術活動や子どもたちの文化芸術体験活動が推進されるよう努めます。

他の都道府県とは、連絡会議等の情報交換の機会を積極的に活用し、新たな取組、特色ある取組の情報収集に努め、必要に応じて県内での取組に活用するとともに、文化芸術を介した地域間交流などについても、積極的に実施していきます。

## 7 庁内関係部局

文化芸術に関する政策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策との有機的な連携が必要であることから、庁内関係部局と連絡会議等を持って連携・協議を進めていきます。

### 第3部 文化芸術を取り巻く状況の変化

本県では、県民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、我が国初の公立音楽専用ホールである県立音楽堂や県民ホールなどを整備し、文化芸術の鑑賞機会を提供してきました。また、県内最大規模の公募展である神奈川県美術展や本県の文化向上に尽力した功績顕著な方を顕彰する神奈川文化賞、県域で様々な文化芸術活動を行う団体への支援などの文化事業を推進し、県民の文化芸術活動の充実にも努めてきました。

当初計画期間（2009年度から2013年度）中の県の取組としては、創造型劇場である神奈川芸術劇場（K A A T）を開設して活動を始めるとともに、文化芸術によるまちの賑わいづくりの推進に向けて、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー（以下「マグカル」という。）の事業を開始しました。

2014年度から2018年度計画期間中の県の取組としては、年齢や障がいなどにかかわらず、子どもから大人まですべての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」や、マグカルの全県展開、情報発信としてマグカル・ドット・ネットの充実やイベントカレンダーの創刊などを実施し、2019年度から2023年度計画期間中の県の取組としては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の機会を捉え実施した東京2020 NIPPON フェスティバルや、神奈川文化プログラム認証制度等による国内外に向けた本県の文化芸術の魅力の発信のほか、コロナ禍におけるアーティストや文化芸術団体の活動の継続や、県民が文化芸術に触れる機会を確保するためのオンライン上での動画配信、文化芸術活動の再開に当たり新たに必要となった感染症拡大防止対策に係る経費への補助などを実施してまいりました。

また、老朽化した県立文化施設の機能の維持を図るとともに、より魅力的な公演や展覧会等を実施できるよう、文化芸術の振興に向けた環境整備を行いました。

文化芸術の周辺状況については、この期間中に様々な動きがありましたが、計画改定に当たって留意すべきものとして、次のとおり整理します。

#### 1 東京2020大会後のレガシーの継承

東京2020大会の機会を捉え、公式文化プログラムに参画するなど、官民一体となってオール神奈川で盛り上げてきた文化プログラムや文化芸術振興の取組をレガシーとして継承し、地域の活性化につなげていく必要がある。

#### 2 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症により、多くの文化芸術に係るイベント等が中止又は延期となり、県民は文化芸術に触れる機会を失い、文化芸術団体等は、活動の場が失われ、経済的にも大きな影響を受けた。このような状況下において、オンライン配信を積極的に活用することで、事業継続に取り組むとともに、新たな表現へとつながった。また、文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて認識されたところである。コロナ禍で大きく活動の制限を受けた文化芸術の一層の振興を図るため、県内における文化芸術活動を促進する必要がある。

#### 3 県内の人口減少・高齢化

本県の合計特殊出生率は人口が安定的に維持される水準を大幅に下回っており、県の総人口は、令和3年10月に、統計開始以降初めて前年同月と比べて減少に転じ、人口減少局面に入った。また、高齢化が進み、令和22年には県民の3人に1人が高齢者となると予測されている。地域の伝統文化が失われないよう保存、継承、活用の取組を進めるとともに高齢者をはじめ、あらゆる世代の人が文化芸術活動の充実を図れるような取組が、引き続き求められている。



#### 4 文化芸術推進基本計画（第2期）の策定

令和5年3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」が策定され、国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題をもとに、今後5年間（令和5年度から令和9年度まで）において推進する4つの中長期目標、7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組が示されたことから、同計画を踏まえた対応が求められている。

#### 5 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ の施行

令和5年4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行され、同条例に基づく基本計画に定める施策として「障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策」が位置付けられたことから、同条例を踏まえた対応が求められている。

#### 6 文化観光推進法の制定及び博物館法の改正

令和2年4月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化施設が、地域の観光関係事業者等と連携することにより、文化施設そのものの機能強化や地域一体となった取組を進めていくことが求められている。また、令和4年4月に博物館法が改正され、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが博物館の努力義務とされたことから、これらの法律を踏まえた対応が求められている。

#### 7 学校部活動の地域移行を契機とした地域の文化芸術環境の充実

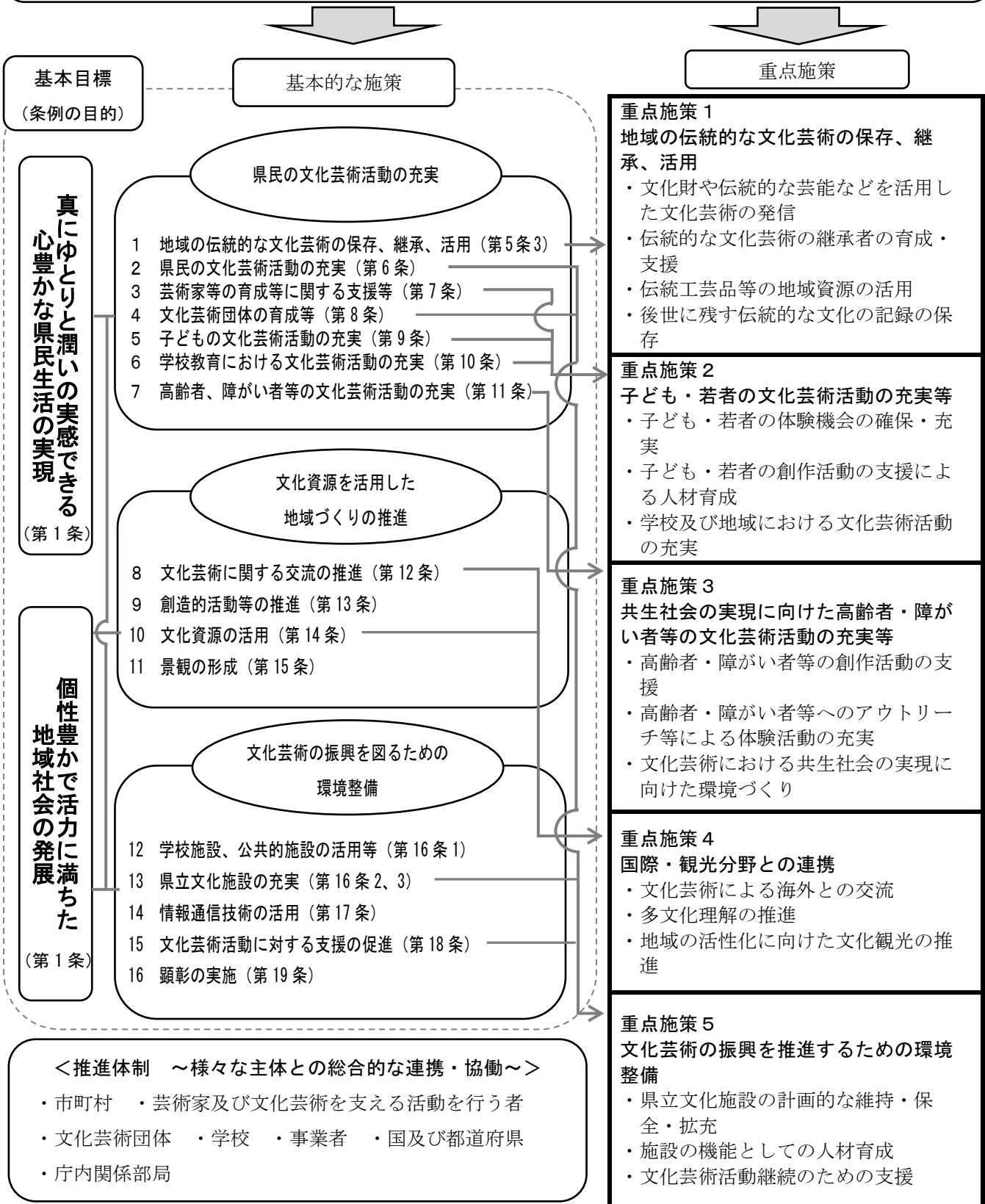
少子化の進行や学校の働き方改革が進む中で、指導は教員が担うという学校の部活動の継続が困難になってきており、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が国から示された。学校と地域との連携・協働により、生徒の文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備することが求められている。

#### 8 国際的な文化交流の推進

本県ではこれまでに本県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域（以下「三県省道」という。）が相互に友好提携を結び、多文化理解や神奈川の特徴を生かした国際交流を推進するとともに、文化交流イベントの開催などを通じてベトナムとの交流の促進に取り組んできた。また、本県には外国籍県民も多く、これから先、さらに外国籍県民が増えていくことも予想され、一層の文化交流の推進が求められる。

＜施策展開の基本的な視点＞

○文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャーを推進する  
 ○共生共創事業をはじめとして、文化芸術を通じて、共生社会の実現を後押しする



## 第4部 今後の課題と取組（重点施策）

条例第4条に基づき平成31年3月に改定した、かながわ文化芸術振興計画により、文化芸術の振興に関して、総合的かつ長期的な目標や施策の方向性を示しましたが、計画期間の終期までに第3部のとおり文化行政を取り巻く状況の変化が起き、事業の取組においても、学識経験者、文化芸術関係者、市町村・経済関係者、公募委員で組織する「神奈川県文化芸術振興審議会」において、一定の評価を得るとともに課題も指摘されています。

そこで、これらの状況の変化や課題を踏まえ、「1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用」「2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等」「3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等」「4 国際・観光分野との連携」「5 文化芸術の振興を推進するための環境整備」を今後重点的に取り組むべき施策と整理して、取り組んでいきます。

### 重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

#### 課題

本県では、前計画においても、地域の自然、歴史、風土によりはぐくまれてきた芸能や有形・無形の文化財などの伝統的な文化芸術を、かけがえのない県民共通の貴重な財産と位置付け、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたって地域社会の中で確実に引き継がれていくよう、その保存・継承・活用に取り組んできました。

しかし、前計画期間中には、県人口が統計以来、初めて減少を記録し、本県にもまさに人口減少社会が到来しました。人口減少の影響により、県内各地域それぞれに特色のある伝統的な芸能については、継承者がいなくなるという問題を抱えています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の機会や参加・鑑賞の機会が減少し、継承者問題がより一層深刻なものとなっています。

そこで、伝統的な芸能の担い手だけでなく、県民が伝統的な芸能の存在意義に対する認識を深め、守り、継承していくために、市町村や文化芸術団体等と連携し、伝統的な芸能の発表の機会及び鑑賞・参加による実際に体験できる機会を継続して提供していくこと、将来の文化芸術の向上・発展の基礎ともなる伝統的な文化芸術の継承者に対する支援の充実を図ることとともに、地域のコミュニティの活性化などに文化資源を活用していくことが、引き続き必要と考えられます。



#### 取組内容

県民をはじめ多くの人たちが県内各地域の伝統的な文化芸術を知る機会をもち、価値を知って大切に継承していけるよう、「チャッキラコ」や「山北のお峰入り」を含む風流踊がユネスコ無形文化遺産に登録されたことをきっかけとした機運の高まりなども活かしながら取組を行います。また、伝統的な文化の記録を保存し、後世に伝えることを視野に入れた取組を行います。

##### ○ 文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信

市町村や学校と連携して、各地域の伝統的な芸能の発表・鑑賞の機会を充実させ、オンラインによる動画配信等を活用しながら県内外に発信していきます。

##### ○ 伝統的な文化芸術の継承者の育成・支援

神奈川の伝統的な文化芸術が継続的に発展していくために、これまで実施していなかった地域も含め、継承者の育成を目指して、県内各地域でワークショップを充実させるなどの支援を行います。

##### ○ 伝統工芸品等の地域資源の活用

工芸を主とする木製品業者向けにものづくり支援や技術情報の提供、連携・交流を実施します。

##### ○ 後世に残す伝統的な文化の記録の保存

県で実施した伝統的な芸能に関する事業や、県内に所在する民俗芸能等について、映像及び報告書等の整理をし、記録として後世に残していく取組を実施します。



#### 目指す方向性

伝統文化と温かいコミュニティが息づいている、かながわへ

## 重点施策2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等

### 課題

本県では、これまでも、子ども・若者の抱える問題の多様な背景の一つに感性、共感する心、他者をいたわる心、想像力の欠如等といった要因を見出し、子ども・若者が文化芸術に触れることで、豊かな人間性及び創造性をはぐくみ、調和のとれた人格形成を行うことができるよう、文化芸術の体験活動を推進する必要があるとし、子ども・若者の年代等に適した優れた文化芸術を体験し、創造する機会の提供において、地域的な差異を補完する視点をもって取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術に触れる機会が減少した経験を経て、文化芸術の持つ本質的価値は、改めて再認識されたところです。

今後は、子ども・若者の感性や創造力、コミュニケーション能力等を備えた豊かな人間性及び創造性をはぐくむため、子ども・若者のニーズを踏まえた優れた文化芸術の体験の機会の充実を図るとともに、文化芸術の次世代を担う人材として育成する取組が必要です。

また、子どもたちが文化芸術活動を行う場でもある学校部活動について、少子化などの影響により、従前と同様の体制で運営することは困難になってきていることから、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の地域移行を進め、新たに地域クラブ活動を整備することも求められています。

これらの課題に対し、学校、市町村、教育委員会、文化芸術団体等と連携しながら、子ども・若者の文化芸術活動の充実等を推進することが必要であると考えられます。



### 取組内容

次世代を担う子ども・若者が、将来にわたって文化芸術に触れ、感性や創造力、コミュニケーション能力等を備えた豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、取組を行います。また、文化芸術の次世代を担う人材として育成する取組を進めます。

#### ○ 子ども・若者の体験機会の確保・充実

県立文化施設等を中心として、市町村文化施設等と連携しながら、子ども・若者を対象とした鑑賞・参加事業を実施するなど、体験機会の確保・充実に向けた取組を推進します。

#### ○ 子ども・若者の創作活動の支援による人材育成

青少年センターなどを活用した子ども・若者を対象とする舞台芸術の裾野を広げる取組や、県内の中高生を対象とした公募美術展の開催など、子ども・若者の創作活動を支援し、文化芸術に関わる人材の育成を進める取組を推進します。

#### ○ 学校及び地域における文化芸術活動の充実

文化芸術の次世代を担う子どもたちが、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校、市町村、教育委員会、文化芸術団体等との連携・協働による取組を進めます。



### 目指す方向性

豊かな人間性・創造性をはぐくむ、かながわへ

## 重点施策3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等

### 課題

本県では、前計画において、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が文化芸術活動を行うことができるよう取り組んできました。

今後の県内の状況を鑑みた場合、長寿命化に伴い人生 100 歳時代を迎えるとともに、令和 22 年には県民の 3 人に 1 人が高齢者となる予測がされています。

また、令和 5 年 4 月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行し、同条例に基づく基本計画の中に「障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策」を位置付けることとしています。

文化芸術は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるもの、心豊かな県民生活のために不可欠なものです。本県では、高齢者や障がい者等が舞台芸術活動に取り組む事業や、障がい者のアート作品を展示する事業などを通じて、共生社会の実現や、高齢者等の社会参加の促進による未病改善など、様々な社会的な課題の解決を文化芸術の面から後押ししてきました。

そこで、年齢や障がい、言語等により、文化芸術へのアクセスが困難な方々が、文化芸術に親しめるよう、引き続き、市町村や文化芸術団体をはじめ、福祉やまちづくりなどの他分野との連携を図りつつ、創作活動の支援やアウトリーチ等による鑑賞・参加の機会を提供する取組が必要であると考えられます。



### 取組内容

共生社会の実現などを文化芸術の面から後押しする「共生共創事業」をはじめ、あらゆる人が等しく、ともに文化芸術に親しみ、自ら文化芸術活動を楽しめるよう、取組を行います。

#### ○ 高齢者・障がい者等の創作活動の支援

高齢者を対象とした劇団の運営やダンス企画のほか、障がい者のアート作品を展示する事業の実施などにより、舞台芸術や作品発表の機会等を充実させ、高齢者・障がい者等の創作活動を支援します。

#### ○ 高齢者・障がい者等へのアウトリーチ等による体験活動の充実

障がい者施設等に出向いての音楽鑑賞事業や、演劇、ダンス、美術造形等のワークショップの実施などにより、鑑賞・参加機会の充実を図ります。

#### ○ 文化芸術における共生社会の実現に向けた環境づくり

あらゆる人が同じ空間で文化芸術の鑑賞や参加ができるよう、それぞれのケース毎で異なる対応方法や課題、改善点等の蓄積したノウハウを生かし、文化芸術における共生社会の実現に向けた環境を整えていきます。



### 目指す方向性

あらゆる人が文化芸術に触れられ、いのち輝く、かながわへ

## 重点施策4 国際・観光分野との連携

### 課題

本県では、前計画においても、それぞれの地域、国などの地理的・歴史的な背景をもとに形成された文化芸術の多様性について理解を深めることは、地域間、国際間の真の相互理解を進める上で不可欠な要素と位置付け、文化芸術に関する地域間交流、国際交流に取り組んできました。

しかし、前計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の移動が制限されたことから訪日外国人旅行者数が激減し、文化芸術に関する国際交流も停滞しました。

一方、令和2年4月には、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出することが求められるなど、新しい動きも生まれています。

そこで、関係団体等と連携しながら、文化芸術の国際交流を再始動していくとともに、地域における多文化理解の推進に引き続き取り組んでいくことに加えて、観光との連携も意識した取組を展開していくことが必要と考えられます。



### 取組内容

世界に開かれた窓として世界と日本を結んできたことによる豊かな国際性を活用した取組と、県内の文化資源を活用した文化観光を促進する取組を行います。

#### ○ 文化芸術による海外との交流

海外の国際的な劇場との連携を推進し、県立文化施設において国際色豊かな事業を充実させるとともに、ベトナムや三県省道等との文化交流の取組を実施します。

#### ○ 多文化理解の推進

県内には多くの外国籍県民が住んでおり、国籍（出身地）も様々で、神奈川は多様な文化を擁する国際色豊かな地域です。地域における多文化理解を推進するため、学習機会や情報の提供、イベントの開催などの取組を実施します。

#### ○ 地域の活性化に向けた文化観光の推進

文化芸術を観光資源として活用し、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出する取組を推進します。



### 目指す方向性

様々な交流が生まれ、魅力あふれる、かながわへ

## 重点施策5 文化芸術の振興を推進するための環境整備

### 課題

本県では、前計画期間において、建設後 60 年を迎えた青少年センターの大規模改修をはじめ、施設の老朽化の問題を解消する各種改修工事を実施しました。

また、各県立文化施設においては、その特色を生かした人材育成の取組を実施してきました。

コロナ禍においては、利用者の安心・安全を確保するため、各館ごとの特徴に応じたガイドラインを策定し、感染防止対策に取り組むとともに、オンライン配信の要望に応え、必要な工事を行いました。

今後も、県立文化施設については、県民が文化芸術活動を発表・鑑賞する拠点として、社会のニーズに応えながら、長寿命化や収蔵スペース確保等、必要な修繕・拡充や、文化芸術に関する専門的人材の育成に取り組んでいくことが求められています。

また、コロナ禍を経て文化芸術の価値が再認識された今、自然災害やパンデミックの発生といった不測の事態に陥った際にも、文化芸術活動が継続できるよう、取組が求められています。

そこで、引き続き、県立文化施設の維持・保全等に努めるとともに、市町村や文化芸術団体等との連携のもと、文化芸術活動を支援していくことで、本県文化芸術の振興を推進することが必要と考えられます。



### 取組内容

文化芸術振興施策の推進に当たり、県立文化施設の機能の充実と文化芸術活動が継続して行われるための支援に取り組みます。

#### ○ 県立文化施設の計画的な維持・保全・拡充

県立文化施設について、適切な修繕・改修のほか、貴重な文化資源を後世に伝えるための収蔵スペースの確保など、計画的な維持・保全・拡充に努めます。

また、県民ホール本館の今後のあり方について検討します。

#### ○ 施設の機能としての人材育成

県立文化施設は人材育成の機能も担っているため、各施設の特色を生かしながら、文化芸術に関するプロフェッショナル人材を育成する取組を推進します。

#### ○ 文化芸術活動継続のための支援

文化芸術団体への助成等や、県立文化施設での練習・発表の場の提供、県の文化芸術ポータルサイトによる情報発信などにより、文化芸術活動が継続して行われるよう支援します。



**目指す方向性** ハードとソフトの両方から、文化芸術の環境が整った、かながわへ

## 第5部 施策体系

### 1 県民の文化芸術活動の充実

#### (1) 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

##### 【施策の方向】

- 地域の伝統的な芸能の大切さについての理解、認識を深めるとともに、後継者の育成につながるよう、市町村と連携しながら伝統的な芸能の体験機会の提供、発表機会の確保などに取り組みます。
- 文化財や伝統工芸品等の地域資源の保護を図るため、未指定の文化財への保護措置や、伝統工芸品等の事業者へ向けた支援などに取り組みます。

##### 【主な施策】

##### ア 伝統的な芸能の普及啓発、体験・発表機会の提供

- ・ 文化財や伝統的な芸能を活用した文化芸術の発信
- ・ 伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成・支援
- ・ 伝統的な芸能にかかわる公演の実施、発表機会の確保
- ・ 伝統的な芸能にかかわる文化芸術団体への支援
- ・ 後世に残す伝統的な文化の記録の保存

##### イ 文化財や伝統工芸品等の伝統的な地域資源の保護

- ・ 文化財の指定及び指定文化財に対する助成等の実施
- ・ 県立の博物館等での文化財、伝統的な芸能等に関する資料の収集、保管、展示
- ・ 県ホームページ等による文化財に関する情報の提供
- ・ 工芸を主とする木製品業者向けにものづくり支援や技術情報の提供、連携・交流

#### (2) 県民の文化芸術活動の充実

##### 【施策の方向】

- 県内各地で開催される文化芸術の催しや文化芸術団体の活動の情報、県民が文化芸術に対する関心や理解を深めるための県立文化施設等での文化芸術に関する講座・講演会等の情報を提供します。
- 県立文化施設等での公演、展覧会などの鑑賞機会の提供や優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する文化芸術団体への支援により、県民の鑑賞機会の充実を図ります。
- 県民が文化芸術活動（創作・練習・稽古・発表等）を行う際に利用できる文化施設を運営するとともに、県民が参加できる公募展やコンクール等の開催により、県民自らが行う文化芸術活動を支援します。

##### 【主な施策】

##### ア 文化芸術に対する関心、理解を深めるための情報提供・普及啓発

- ・ 県立文化施設等での文化芸術に関する講座、講演会等の開催
- ・ 広報誌、ホームページ等による情報提供・普及啓発の実施

##### イ 鑑賞機会の充実

- ・ 県立文化施設による公演事業の実施
- ・ 県立文化施設による文化芸術に関する展覧会の開催・普及活動の実施等
- ・ 文化芸術団体との連携による鑑賞機会の提供

##### ウ 県民の文化芸術活動や発表機会の支援

- ・ 県立文化施設等での練習・発表等の場の提供
- ・ 公募展やコンクール等の開催による発表の場の提供
- ・ 創作・発表等の活動への助成等による支援
- ・ 伝統的な芸能、舞台芸術作品等の公演などへの共催等による支援

#### (3) 芸術家等の育成等に関する支援等

##### 【施策の方向】

- 将来の活躍が期待される芸術家等の発掘や育成支援を実施し、また、文化施設で催される様々な公



演事業を支える舞台技術者等の育成に取り組みます。

- 県立文化施設などを活用し、芸術家等の練習、発表の場を提供するとともに、公募による展覧会やコンクール等の開催、県立文化施設の主催事業などでの将来の活躍が期待される芸術家等の積極的な登用を行います。

#### 【主な施策】

##### ア 芸術家や文化芸術を支える活動を行う者の育成

- ・ 神奈川文化賞・未来賞等による顕彰の実施
- ・ 舞台技術者等の文化芸術を支える者の研修等による育成支援
- ・ 芸術家の研修等による育成支援

##### イ 創作のための環境整備や創造的活動の成果発表の機会の確保

- ・ 県立文化施設等での練習・発表等の場の提供
- ・ 公募展やコンクール等の開催による発表の場の提供
- ・ 県立文化施設主催事業等における新進芸術家の積極的登用

### (4) 文化芸術団体の育成等

#### 【施策の方向】

- 文化芸術団体の自主的な活動を支援することにより、文化芸術団体の多様な活動を促進するとともに、文化芸術団体との連携・協働に取り組みます。

#### 【主な施策】

##### 文化芸術団体の育成・支援、連携・協働の推進

- ・ 文化芸術団体への助成等による支援
- ・ 文化芸術団体の活動に対する後援
- ・ 県実施事業等における文化芸術団体との連携・協働の推進
- ・ 文化芸術団体相互の連携の促進

### (5) 子どもの文化芸術活動の充実

#### 【施策の方向】

- 県立文化施設で子どもたちが様々な文化芸術を鑑賞する機会を提供します。
- 子どもたちが自ら行う文化芸術活動を支援します。
- 文化芸術団体との連携などにより、市町村の実情に応じた支援に取り組み、公立中学校における文化部活動の地域移行を図ります。

#### 【主な施策】

##### ア 文化芸術の鑑賞機会の提供

- ・ 学校等と連携したアウトリーチの展開
- ・ 県立文化施設による子どもたちを対象とした公演事業の実施
- ・ 県立文化施設による子どもたちを対象とした展覧会等の開催

##### イ 文化芸術の参加・創造機会の充実

- ・ 子どもたちを対象とした公募展やコンクール等の開催
- ・ 文化芸術団体との連携・協働による子どもたちの文化芸術活動の推進
- ・ 県立文化施設等での子どもたちを対象とした文化芸術の参加事業の実施
- ・ 子どもたちを対象とした伝統的な芸能の参加事業の実施
- ・ 地域クラブ活動の促進

## **(6) 学校教育における文化芸術活動の充実**

### **【施策の方向】**

- 小中学校などの学校教育における文化芸術に関する体験学習などの充実を県及び市町村の教育委員会と連携して図るとともに、芸術家等や文化芸術団体が学校教育の中で行う文化芸術活動に必要な協力や支援を実施します。

### **【主な施策】**

#### **文化芸術に関する体験学習等の充実**

- ・ 学校と文化芸術団体との連携による文化芸術体験事業の実施
- ・ 中学校・高等学校の文化芸術に係る学校部活動の支援の実施
- ・ 県立高等学校における文化芸術の発展に寄与する人材の育成
- ・ 芸術家等や文化芸術団体と連携した教育の実施
- ・ 学校と文化施設との連携の推進
- ・ 学校部活動の地域移行の検討

## **(7) 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実**

### **【施策の方向】**

- 高齢者、障がい者、外国籍県民、子育て中の保護者などが、文化芸術に親しみ自ら文化芸術活動を楽しめるよう、文化芸術団体と協力しながら、共生共創事業をはじめとした文化芸術活動を楽しむための取組を推進します。
- 文化施設のバリアフリー化や情報保障など、利用サービスの向上に努めます。

### **【主な施策】**

#### **高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実**

- ・ 高齢者、障がい者等の創作活動の支援
- ・ 高齢者、障がい者等へのアウトリーチ等による体験活動の充実
- ・ 文化芸術における共生社会の実現に向けた環境づくり

## **2 文化資源を活用した地域づくりの推進**

### **(1) 文化芸術に関する交流の推進**

#### **【施策の方向】**

- 市町村と連携した文化芸術事業や他県との交流事業の実施などにより、文化芸術の地域間交流を推進します。
- 三県省道やベトナム等との文化芸術を介した国際交流事業の実施や県立文化施設等での海外の作品の鑑賞機会の提供などにより、国際交流や海外の文化芸術に対する理解を深める取組を推進します。
- 多文化共生イベントの開催や多文化理解を深めるための講座を実施するなど、多文化理解を推進します。

#### **【主な施策】**

##### **ア 地域間交流の推進**

- ・ 他県との文化交流の推進
- ・ 学校教育における文化交流の推進
- ・ 県内の文化交流の推進

##### **イ 国際文化交流の推進**

- ・ 海外の文化芸術の公演・展覧会等の実施
- ・ 海外との文化交流の推進
- ・ 多言語による情報発信

#### ウ 多文化理解の推進

- ・ 多文化理解を推進するためのイベントや講座の実施
- ・ 国際交流関係団体との連携による留学生との交流を図る取組の推進

### (2) 創造的活動等の推進

#### 【施策の方向】

- 県立文化施設の活用や文化芸術団体との連携により、新しい文化芸術の創造的活動を推進するとともに、これらを国内外に発信する取組を実施します。

#### 【主な施策】

##### 創造的活動の推進と発信

- ・ 県立文化施設による新たな舞台芸術作品等の創造・発信
- ・ 文化芸術団体や民間企業・芸術系大学等との連携による新たな文化芸術の創造・発信

### (3) 文化資源の活用

#### 【施策の方向】

- 県内の文化資源の発掘に努め、その具体的な活用方策を検討します。また、地域の活性化等に活用可能な文化資源については、市町村、文化芸術団体、芸術家、企業などとの連携により有効活用を努めるとともに、その魅力を広くPRするための情報発信に取り組みます。

#### 【主な施策】

##### 文化資源を活用した地域の活性化

- ・ 伝統的な芸能や伝統工芸などの地域に伝承されてきた文化資源の発掘・発信・体験の促進
- ・ 文化資源を活用した文化観光の促進
- ・ 文化資源を活用した地域のにぎわい創出

### (4) 景観の形成

#### 【施策の方向】

- 県内各地の自然景観、歴史的景観、都市景観などの良好な景観の形成に当たっては、文化的諸条件などに配慮し、魅力ある景観づくりに取り組みます。

#### 【主な施策】

##### 良好な景観の形成

- ・ 「神奈川景観づくり基本方針」に基づく魅力ある景観づくりの推進
- ・ 文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定に係る検討

## 3 文化芸術の振興を図るための環境整備

### (1) 学校施設、公共的施設の活用等

#### 【施策の方向】

- 県民が空き教室や休日等の学校施設を文化芸術活動のために利用できるよう、学校施設開放に取り組みます。また、文化施設以外の庁舎などの公共的施設についても、作品の展示などの利用ができる

よう取り組みます。

### 【主な施策】

#### 公共的施設等の活用

- ・ 学校施設、公共的施設の文化芸術活動の練習、稽古、発表の場としての活用

## (2) 県立文化施設の充実

### 【施策の方向】

- 県立文化施設では、文化芸術の鑑賞や活動、交流の場としての機能に加えて、施設の特성에応じて、文化芸術に関する人材の育成や教育、普及活動に取り組みます。
- 県立文化施設の機能を最大限に発揮させるため、効果的な事業の実施や効率的な施設運営等について、適切な検証を行います。
- 県立文化施設の文化芸術発信拠点としての機能を充実させるため、長寿命化や県民ニーズに対応した施設改修、文化資源を収蔵するための施設整備に取り組みます。また、県民ホール本館の今後のあり方について検討します。

### 【主な施策】

#### ア 県立文化施設の機能の充実

- ・ 県立文化施設の計画的な維持・保全・拡充
- ・ 施設の機能としての人材育成

#### イ 運営方法の点検等

- ・ 利用者対象のアンケート調査などの施設運営の質を向上させる取組の実施

## (3) 情報通信技術の活用

### 【施策の方向】

- 文化芸術に関する情報や資料などを容易に入手できるよう、ホームページやSNSを活用した情報提供を行います。
- 県立文化施設の利用手続において、窓口を訪れる負担などを軽減するため、情報通信技術を活用し、自宅から利用予約が可能となるなどの利用者サービスの向上に取り組みます。
- 県立文化施設に保存・保管されている文化芸術にかかわる資料について、デジタル化、データベース化を推進し、公開資料の検索や閲覧に情報通信技術を活用するなど、利用者の利便性向上に取り組みます。

### 【主な施策】

#### ア 情報の発信

- ・ ホームページ、SNS、ポータルサイト等を活用した文化芸術情報の提供の強化
- ・ 保存資料等の検索・閲覧等に関する情報通信技術の活用

#### イ 利便性の向上

- ・ 施設利用予約システムの運用などの利用者サービスの向上

#### ウ 文化芸術にかかわる資料、作品、情報等の保存

- ・ 県立文化施設における収蔵資料等のデジタル化、データベース化の推進

## (4) 文化芸術活動に対する支援の促進

### 【施策の方向】

- 文化芸術の振興に寄与する寄附税制等の周知などにより、個人や企業からの寄附や支援が活発に行われるよう取り組みます。

## 【主な施策】

文化芸術活動に対する個人や企業等からの寄附や支援の促進

- ・ 寄附税制等に関する周知
- ・ 文化芸術団体への寄附の促進
- ・ メセナ企業等に関する情報の提供

## (5) 顕彰の実施

### 【施策の方向】

- 文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体、また、文化芸術の振興に寄与した人や団体の顕彰を実施します。

### 【主な施策】

顕彰の実施

- ・ 神奈川文化賞・未来賞等による顕彰の実施

